

プール学院大学 英語研修助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学（以下「本学」という。）が主催する英語研修に関する助成金について必要な事項を定めることを目的とする。英語研修の研修先は別に定める。

(対象)

第2条 本助成金の支給対象については別に定める。本助成金の採用は1回のみとし、過去に留学奨学金または海外学習助成金の支給を1年間受けた学生は対象外とする。

(支給額)

第3条 本助成金の支給額については別に定める。

(申請時期)

第4条 英語研修の実施時期にあわせて、申請する日時を決める。

(申請方法)

第5条 本助成金を希望する者は、次の書類を地域・国際委員会国際部門長に提出する。

- (1) 所定の申請書
- (2) 英語科目担当教員の推薦書

(審査方法)

第6条 助成金に関する審査は、本人の英語の学業成績、面接、英語科目担当教員の推薦書に基づいて、地域・国際委員会で行う。なお、本助成金は、入学特別奨励金・入学奨励金・スカラシップ・特待生型の入学選考時に決定した授業料等の免除、GLP 海外助成金、学生活動助成金を除くプール学院大学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用しない。

(支給決定)

第7条 助成金の支給は、地域・国際委員会の議を経て、学長が決定する。

(返還義務)

第8条 次の各号の一に該当する者には、助成金の全額返還を求めるものとする。

- (1) プール学院大学学生国際交流規程第10条に基づき、履修許可の取り消し対象となった者
- (2) 帰国後、本学において修学する意志、又は、成業の見込みがないと認められる者

(事務)

第9条 英語研修助成金に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。